



北秋田市 産業政策課 移住・定住支援室

〒018-3392

秋田県 北秋田市 花園町 19番4号

TEL 0186-62-8002

FAX 0186-63-2586

Email: iju@city.kitaakita.akita.jp



北秋田市役所

Migrate to Kitaakita.



移住でお得。

北秋田市 移住者住宅支援事業

申請・支払の流れ

交付申請書および添付書類（→申請書に記載）を受付窓口へ提出してください。
その後、市から交付決定通知書が届きましたら、請求書を窓口へ提出してください。
（申請書は北秋田市ホームページよりダウンロードできます。）



対象者

- ・北秋田市への**転入者**であること。
助成金対象者については以下のとおりです。
- 【Uターン者】市民であった方が市外に転出し、
1年以上市外で生活した後、
再び北秋田市に住民登録した方。
- 【Iターン者】市外出身者であって、
新たに北秋田市に住民登録し、
生活の基盤が北秋田市にある方。

※下記の方は対象外

- ・転勤等で一時的に住民登録を行った方
- ・公務員としての就職による住民登録を行った方
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした方
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした方
- ・市税に滞納がある方
(北秋田市で課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がある者)
- ・過去にこの要綱による助成金等の交付を受けている方
- ・その他、市長が交付対象者として不適当と認めた方

対象物件

- ・住所登録日の**前1年以内または
後3年以内**に取得した住宅
※土地のみの取得は対象外です。



申請等に必要な書類

1. 当該住宅に居住する者の住民票の写し（発行日から1月以内のもの）
2. 戸籍の附票（転入履歴の確認のため）
3. 新築及び建売住宅にあつては、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
4. 住宅に係る登記事項証明書（発行日から1月以内のもの）
5. 当該住宅に居住する者の納税証明書等、滞納がないことを証する書類(北秋田市で賦課されていない場合は転入前の市区町村のもの、発行日から1月以内のもの)
6. 購入に要した費用がわかる書類の写し（契約書及び領収書）
7. 居住用面積を証する書面（併用住宅に限る）
8. 住宅の全景写真
9. その他、市長が必要と認める書類

【問合せ】北秋田市 産業政策課 移住・定住支援室

☎0186-62-8002

メール: iju@city.kitaakita.akita.jp

対象費用

- ・定住用住宅の新築および建売(未使用のもの)
または中古住宅の購入に要した費用（土地代含む）
※新築及び建売については、市内建築業者が建築した住宅
(中古住宅については、申請者の親族（4親等以内）
以外からの購入物に限る)

助成金の交付額

住宅の取得額のうち、申請者持分の

一般世帯 で 2/10 限度額 **65万円**

子育て世帯 で 4/10 限度額 **130万円**

《子育て世帯》…18歳以下の子と同居している世帯。

取得した物件を改修する場合は、市および県の
リフォーム補助金を利用することができます。

申請時期

- ・住宅を取得した日から**3か月以内**に申請して
いただきます。

返還規定

- ・助成金の交付を受けた日から、
5年以内に市外へ転出した場合、
交付を受けた額の**全額を返還**していただきます。

移住者支援事業とは…

定住の目的で
北秋田市へ転入し、
市内に住宅を新築又は
購入した方を対象に
移住者住宅購入費等助成金を
交付します。